

令和4年4月1日版

相続登記について 登録免許税が**免税** される場合があります^(※1)

適用期間が

延長

されました

&

適用対象が

拡充

されました

免税期間はいずれも**2025年3月31日まで**

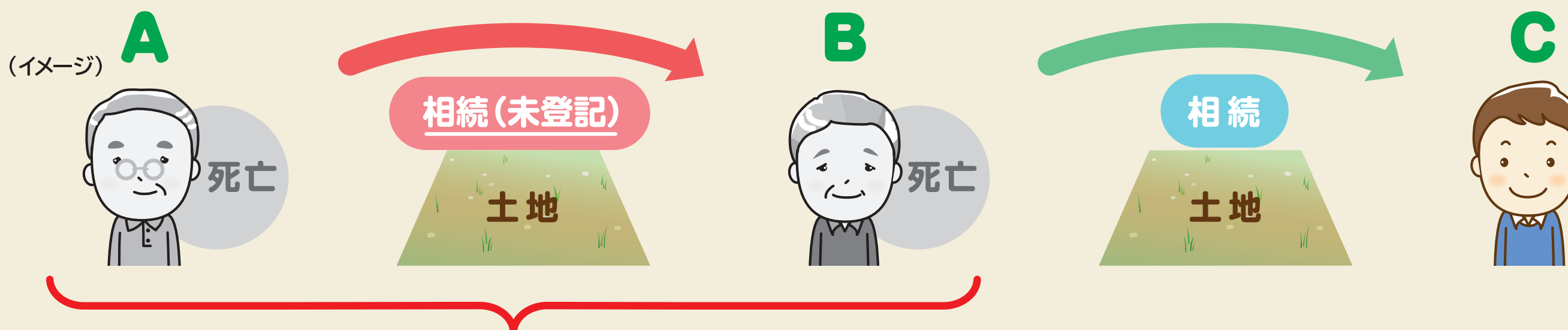
詳しくは、法務局ホームページをご覧ください

なくそう
所有者不明土地！
詳しくは
こちら！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

1 相続により土地を取得した方が相続登記を しないで死亡した場合の相続登記



該当する場合は登録免許税を免税

2 不動産の価額が**100万円**以下の土地に係る 相続登記^(※2) (相続人が受ける「所有権の保存の登記」^(※3)を含みます)

該当する場合は登録免許税を免税

- 不動産の価額が引き上げられました。
10万円以下 → 100万円以下
- 適用対象が**全国の土地**に拡充されました。



(イメージ)

不動産の価額が100万円以下

※1 租税特別措置法第84条の2の3に該当する場合 ※2 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。
※3 所有権の登記がされていない不動産についての相続登記の方法です。